

コンプライアンス基本要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団のコンプライアンスを確立し、公正かつ適切な事業活動を行うために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、規則及び愛知県からの通達等に加え、財団が定める規程、要綱等のほか、倫理、社会規範を遵守することをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、財団のすべての役員及び職員（嘱託員及び臨時雇用職員を含む。）に適用する。

(コンプライアンスマニュアル等)

第4条 理事長は、コンプライアンスの基本規範として、コンプライアンスマニュアルを定めるほか、コンプライアンスに関し、必要な措置を講ずるものとする。

(遵守義務)

第5条 役員及び職員は、前条に定めるコンプライアンスマニュアル等を遵守して職務を執行しなければならない。

(コンプライアンスの推進体制)

第6条 コンプライアンスの推進を図るためコンプライアンス管理者及びコンプライアンス委員会を置く。

(コンプライアンス管理者)

第7条 理事長は、前条に定めるコンプライアンス管理者にコンプライアンスに関する啓発活動、コンプライアンスマニュアルの実施に関し必要な措置を講ずることなどコンプライアンスの推進に関する事務を総括させる。

2 コンプライアンス管理者は、事務局長をもって充てる。

3 コンプライアンス管理者は、総務課長及び総務課総務グループ職員をもって充てるコンプライアンス事務担当者にコンプライアンスに関する事務を処理させる。

(コンプライアンス委員会)

第8条 第6条に定めるコンプライアンス委員会については、コンプライアンス委員会要綱に定めるところによる。

(公益通報)

第9条 第7条の規定にかかわらず、公益通報の処理体制等については、職員等公益通報要綱に定めるところによる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか、コンプライアンスに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。